

「住むなら埼玉！応援パートナー」制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、埼玉県（以下「県」という。）と住宅関連企業が一体となり、県外から県内へ移住する世帯又は県内において住み替える世帯を支援することにより、県における定住人口の増加や地域の活性化を促進させることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

（1）住み替え世帯

県外から県内へ移住する世帯又は県内における住み替えを検討している世帯をいう。

（2）応援パートナー

別紙の関係団体の会員である住宅関連企業のうち、この要綱の目的に賛同し、関係団体の推薦を受け登録を受けた者をいう。

（県の役割）

第3条 県は、この要綱の目的を達成するため、「住むなら埼玉！応援パートナー」制度の適正な運用及びその普及に努めるものとする。

（応援パートナーの役割）

第4条 応援パートナーは、住み替え世帯に対し、住み替えを支援する県施策の周知に努めるものとする。

2 応援パートナーは、住み替え世帯から住まいに関する相談があった場合は、誠実な対応に努めるものとする。

（応援パートナーの登録）

第5条 関係団体は、この要綱の目的に賛同し、登録を受けようとする会員から応援パートナー登録の申し出があったときは、様式第1号による「住むなら埼玉！応援パートナー」推薦・登録申込書に必要事項を記載し、県に推薦及び登録申込を行うことができる。

2 県は、前項の規定による申込があったときは、申込書の記載事項を確認し、その内容が適当であると判断したときは、応援パートナーの登録を行う。

3 県は、前項の規定による登録を行ったときは、県ホームページにおいて、応援パートナーとなった住宅関連企業の名称、所在地及び問合せ先を公表するとともに、当該応援パートナーに対し、登録マーク（画像データファイルとする。）を交付する。

（登録情報の変更又は取消等）

第6条 関係団体は、会員から第5条第2項の登録の内容の変更又は登録の取

消の申し出があったときは、様式第2号による「住むなら埼玉！応援パートナー」登録変更等届出書に必要な事項を記載し、県に届出ることができる。

- 2 県は、前項の規定による届出があったときは、届出書の記載事項を確認し、その内容が適当であると判断したときは、登録内容の変更又は取消を行う。
- 3 県は、第5条第2項の規定による申出書又は第6条第2項の規定による届出書の内容が適当でないと判断したときは、応援パートナーの登録を受けようとするもの等に対し、関係団体を通じて、その修正を指示することができる。
- 4 関係団体は、所属する応援パートナーによる不適切な行為が明らかになった場合は、県に報告しなければならない。
- 5 県は、応援パートナーによる不適切な行為が判明した場合は、その登録を取消し、県ホームページからその情報を削除する。

(実績報告等)

第7条 県は、関係団体及び応援パートナーに対し、その活動状況について報告を求めることができる。

(応援パートナーによる広告)

第8条 応援パートナーは、第5条第3項の規定による登録マークを使用し、応援パートナーであることを自ら広告することができるものとする。

(個人情報等の保護)

第9条 県及び応援パートナーは、この制度の実施により知り得た個人情報等は、その他の目的に使用してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

附 則

- ① この要綱は、令和6年7月16日から施行する。
- ② この要綱の施行前に改正前の要綱の規定によりされた応援パートナーの登録は、改正後の要綱の規定によりされた応援パートナーの登録とみなす。

「住むなら埼玉！応援パートナー」制度要綱 別紙

| | 関係団体の名称 |
|----|-----------------------|
| 1 | 埼玉県住まいづくり協議会 |
| 2 | 公益社団法人 埼玉県宅地建物業取引業協会 |
| 3 | 公益社団法人 全日本不動産協会 埼玉県本部 |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
| 8 | |
| 9 | |
| 10 | |
| 11 | |
| 12 | |
| 13 | |
| 14 | |
| 15 | |

(様式第1号)

「住むなら埼玉！応援パートナー」推薦・登録申込書

令和 年 月 日

埼玉県知事

(団体名)
所在地
団体名

「住むなら埼玉！応援パートナー」制度要綱第5条第1項の規定に基づき、別表の会員について、応援パートナーに推薦し、登録を申込みます。

(様式第2号)

「住むなら埼玉！応援パートナー」登録変更等届出書

令和 年 月 日

埼玉県知事

(団体名)
所在地
団体名

「住むなら埼玉！応援パートナー」制度要綱第6条第1項の規定に基づき、
別表のとおり登録の変更等を届出ます。

- 別表のとおり、変更します。
- 別表のとおり、登録を取消します。

